# 登園届 (保護者が記入)

### 医師から登園可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○ 印	病 名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	解熱し、普段の食事がとれること
2	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24~48 時間経過し、 全身状態が良いこと
3	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
4	感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、 普段の食事がとれること
5	ヘルパンギーナ	解熱し、普段の食事がとれること
6	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
7	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、 全身状態が良いこと

(提出先) ナサの森保育園				
<u>園</u> 児氏名				
受診した病院名				
通院した期間	月	日~	月	且
登園可能と判断された	2月	月	日	
上記の通り相違ありません 年		月	日	
保護者名				

# 登園許可証 (医療機関が記入)

#### 医師が記入した登園許可証が必要な感染症

○即	病 名	登校・登園・登室停止期間
1	麻しん (はしか)	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん (三日はしか)	発しんが消失するまで
3	水痘 (水ぼうそう)・帯状疱疹 (※①)	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (乳児から幼児については3日※②)を経過するまで
6	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
7	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
8	結 核	感染の恐れがなくなるまで
9	咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消失した後2日を経過するまで
10	流行性角結膜炎(はやり目)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
11	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
12	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
13	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

<b>%</b> (1)	笙 9	種感染症の対象	でけない
X(1)	<del>71)</del> 4	1年が分表が正り入れる	C (4'4' '

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため「解熱した後3日を経過するまで」とする。

#### (提出先) ナサの森保育園

園児氏名						
出席停止期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	Я	日から考	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ハァレ む紅	明〕ます
_	<del></del>	Л	ロから辺	区国してもよ		<u>切しより</u>
医療機関名			医師名			印